

証券コード 6463
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
T P R 株 式 会 社
代表取締役会長兼CEO 富田 健一

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度の平成28年熊本地震に被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
- 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tpr.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.tpr.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取り巻く経済環境は、日本においては消費増税の反動も一巡し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。原油価格やエネルギーコストの下落による好材料があるも、円安による資材価格の上昇により、コスト面で不安定な状況で推移しました。海外においては、欧州での債務問題が落ち着くも、中国を始めとした新興国での景気減速により、先行きに不透明感が残る状況で推移してまいりました。

② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界におきましては、国内では乗用車販売の回復に力強さはなく、円安状況下でも引き続き進んでいく海外生産へのシフトにより、厳しい状況で推移しました。海外においても、中国を含む、アジア地域での自動車販売数量の減少、伸び率の鈍化により不透明感が増す状況で推移しました。

③ 企業集団の状況

このような環境の中、当社グループはアジアや北米等の海外市場での受注増加と円安の後押しを受け、売上高は拡大し、継続的な原価低減活動、経費圧縮等を推進してまいりました結果、売上高は前年同期比増収、利益面では営業利益、経常利益で増益となるも、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の増加及び過年度法人税等の支払いにより減益となりました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次のとおりであります。

売上高	1,746億28百万円	(前年同期比	5.3%増)	
営業利益	213億34百万円	(〃	10.0%増)
経常利益	241億76百万円	(〃	4.8%増)
親会社株主に帰属する 当期純利益	118億52百万円	(〃	6.4%減)

セグメントの業績概況は次のとおりであります。

< T P R グループ (除くファルテックグループ) >

① 日本

国内顧客及び海外市場向けの受注の減少により、売上高は429億9百万円と前年同期に比べ23億76百万円の減収となりました。セグメント利益は生産再配置に伴う一時的な費用増及び操業度の減少により、69億19百万円と前年同期に比べ4億90百万円の減益となりました。

② アジア

アジア市場では市場が後退する中、新規受注の獲得と円安による為替換算の影響もあり、売上高は321億91百万円と前年同期と比べ59億91百万円の増収となりました。セグメント利益は100億31百万円と前年同期と比べ25億46百万円の増益となりました。

③ 北米

北米経済が堅調を維持する中、円安による為替換算の影響もあり、売上高は146億70百万円と前年同期と比べ25億5百万円の増収となりました。セグメント利益は新拠点の黒字化により16億9百万円と前年同期と比べ8億31百万円の増益となりました。

④ その他地域

欧州市場では、円高による為替換算の影響を受け、売上高は24億39百万円と前年同期と比べ2億11百万円の減収となりました。セグメント利益は、南米の新設拠点の創業費用により5億38百万円と前年同期と比べ2億83百万円の減益となりました。

<ファルテックグループ>

ファルテックグループでは、北米、タイ、中国での受注増により売上高は824億16百万円と前年同期と比べ28億70百万円の増収となりました。セグメント利益は、日本での先行開発費用増、英国での新車立ち上げ費用増等により25億64百万円と前年同期と比べ4億88百万円の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・合理化設備の拡充（日本拠点）
 - ・ピストンリング、シリンダライナ、焼結製品の生産能力の拡充（アジア拠点）
 - ・自動車部品事業の生産設備・工具の拡充（ファルテックグループ）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・合理化設備の拡充（日本拠点）
 - ・シリンダライナ、焼結製品の生産能力の拡充（アジア拠点）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失
 - ・自動車部品事業資産のリースバックに伴う売却（ファルテックグループ）
 - ・生産再配置に伴う工場建屋の撤去（日本拠点）

(3) 資金調達の状況

必要資金は全て自己資金と借入金で賄いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2018年3月期を最終年度とする17中期経営計画（以下17中計）を策定し、下記を中心とした課題に積極的に取り組み、17中計の目標達成に向けて邁進いたします。

- ① T P Rグループ（除くファルテックグループ）及びファルテックグループ、両グループのコア商品の圧倒的な競争力（性能・品質・コスト）の実現
- ② 拡大する自動車市場でのグローバルシェアアップを実現する生産・営業体制の強化
- ③ 非パワートレーン商品の開発と事業化による経営基盤の安定化
- ④ T P R 2 1 パートⅢ活動による生産拠点の革新的ものづくり力の実現
- ⑤ 事業拡大を目指した更なる多角化の推進
- ⑥ 上記を支えるグローバル人材の確保と育成

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 80 期	第 81 期	第 82 期	第 83 期
	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日	自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日
売 上 高 (百万円)	133,605	149,081	165,849	174,628
経 常 利 益 (百万円)	11,833	15,551	23,063	24,176
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	5,569	6,364	12,658	11,852
1株当たり当期純利益(円)	158.67	180.82	358.93	335.18
総 資 産 (百万円)	148,008	174,994	201,102	196,555
純 資 産 (百万円)	54,403	75,873	98,858	102,062
1株当たり純資産額(円)	1,237.57	1,718.83	2,201.28	2,248.24

(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
T P R 工 業 (株)	205百万円	100.0%	シリンダライナの製造
T P R 商 事 (株)	90百万円	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
T P R トータルサービス(株)	65百万円	100.0%	建設業、産廃収集業、介護事業、コンビニ事業
T P R プリメック(株)	10百万円	100.0%	ピストンリングの製造
T P R 熱 学 (株)	90百万円	100.0%	遠赤外線機器等の製造
T P R アルテック(株)	100百万円	100.0%	アルミ製品の製造
T P R E K 特殊金属(株)	75百万円	100.0%	電極用銅合金の製造及び販売
T P R サンライト(株)	60百万円	99.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
T P R エンプラ(株)	100百万円	100.0%	工業用プラスチック製品の製造及び販売
T P R アメリカ社	300千米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピライナーズ社	43百万米ドル	54.0% (54.0%)	シリンダライナの製造及び販売
ユナイテッドピストンリング社	21百万米ドル	93.2% (93.2%)	ピストンリングの製造
TPRフェデラル・モーグルテネシー社	20百万米ドル	100.0% (100.0%)	シリンダライナの製造及び販売
T P R ブラジル社	75百万リアル	100.0% (0.0%)	シリンダライナの製造及び販売
T P R ヨーロッパ社	204千ユーロ	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグルテー ピライナヨーロッパ社	9百万リラ	50.0%	シリンダライナの製造及び販売
T P R アシアンセールス (タイランド)社	8百万パーツ	49.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
P.T. T P R セールズインドネシア	39,423百万ルピア	100.0% (1.0%)	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P.T. T P R インドネシア	359,236百万ルピア	100.0% (0.0%)	ピストンリングの製造及び販売
T P R ベ ト ナ ム 社	26百万米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
T P R オートパーツ M F G . インディア社	670百万ルピー	100.0% (0.6%)	シリンダライナの製造及び販売
安慶帝伯粉末冶金有限公司	94百萬元	50.1%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
安慶帝伯格茨缸套有限公司	205百萬元	41.7%	シリンダライナの製造及び販売
南京帝伯熱学有限公司	5百萬元	60.0%	温度調節弁等の製造及び販売
帝伯三依拓橡塑製品(上海)有限公司	12百萬元	100.0% (100.0%)	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司	12百萬元	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
(株)ファルテック	2,257百万円	55.5%	自動車外装部品、自動車用品の製造及び販売
(株)アルティア	350百万円	100.0% (100.0%)	自動車検査・整備用機器等の製造及び販売
ファルテックアメリカ社	1百万米ドル	100.0% (100.0%)	自動車用品の製造及び販売
ファルテックヨーロッパリミテッド	11百万ポンド	100.0% (100.0%)	自動車外装部品の製造及び販売
広東發爾特克汽車用品有限公司	20百萬元	70.0% (70.0%)	自動車用品の製造及び販売
佛山發爾特克汽車零部件有限公司	163百萬元	100.0% (100.0%)	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック SRG グローバル (タイランド)社	662百万パーツ	80.0% (80.0%)	自動車用品の製造及び販売

(注) 1. 議決権比率の欄 () 内は、間接保有割合 (内数) であり、当社の子会社が保有しております。

2. T P R ブラジル社は重要性が増したため、重要な子会社の範囲に含めております。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
安慶帝伯格茨活塞環有限公司	347百萬元	35.7%	ピストンリングの製造及び販売
フェデラル・モーグル テーピヨーロッパ社	33百万ユーロ	33.3% (33.3%)	ピストンリングの製造及び販売
Y & T パワーテック社	9,000百万ウォン	40.0%	シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイドの製造及び販売
フェデラル・モーグル T P R (インディア) 社	100百万ルピー	24.5%	ピストンリングの製造及び販売
柳伯安麗活塞環有限公司	89百萬元	35.0%	ピストンリングの製造及び販売

(注) 議決権比率の欄 () 内は、間接保有割合 (内数) であり、当社の子会社が保有しております。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、自動車外装部品、自動車用品、自動車検査・整備機器等の製造販売を行っており、そのほかアルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴムシール部品等の製造販売の事業活動を展開しております。

事業区分		主要製品
T P R グ ル ー プ	日本	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴムシール部品等
	アジア	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、温度調節弁、産業用ゴムシール部品等
	北米	ピストンリング、シリンダライナ等
	その他地域	ピストンリング、シリンダライナ等
	ファルテックグループ	自動車関連製品： （自動車外装部品：ラジエターグリル、ウインドウモール等）、（自動車用品：エアロパーツ、ルーフレール等）、（自動車検査・整備用機器等）

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

営業所 東京、浜松、名古屋、大阪、広島

工場 長野県 岡谷市、岐阜県 可児市

（注）2015年10月1日に広島営業所を開設いたしました。

② 重要な子会社

重要な子会社の情報は、「1.企業集団の現況に関する事項 (6)重要な親会社、子会社及び関連会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
6,536 (834) 名	474名増 (134名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社の就業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
740 (100) 名	9名減 (3名増)	42.9歳	19.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,695百万円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	4,582
農 林 中 央 金 庫	2,720
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,300
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,230

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
(2) 発行済株式の総数 36,020,099株
（自己株式 618,109株を含む）
(3) 株主数 4,788名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,395千株	6.76%
損 害 保 険 ジャパン日本興亜株式会社	2,293	6.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	2,149	6.07
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	2,070	5.84
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,518	4.29
J. P. MORGAN BANK LUXEM B O U R G S. A. 3 8 0 5 7 8	1,331	3.76
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	1,231	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	993	2.80
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	956	2.70
東 京 建 物 株 式 会 社	933	2.63

(注) 出資比率は自己株式（618,109株）を控除して計算しております。（小数点第3位以下切捨て）

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における、当社社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況

- ・目的となる株式の種類
普通株式（新株予約権1個につき 100株）
- ・取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第12回 (1,884円)	平成27年7月1日 ～平成30年6月30日	310個	31,000株	7人
	第13回 (2,787円)	平成28年7月1日 ～平成31年6月30日	580	58,000	8
	第14回 (3,362円)	平成29年7月1日 ～平成37年3月31日	520	52,000	7

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

- ・目的となる株式の種類
普通株式（新株予約権1個につき 100株）

	回次 (行使価格)	行使期間	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有者数
執行役員	第11回 (1,109円)	平成26年7月1日 ～平成29年6月30日	20個	2,000株	1人
	第12回 (1,884円)	平成27年7月1日 ～平成30年6月30日	120	12,000	5
	第13回 (2,787円)	平成28年7月1日 ～平成31年6月30日	280	28,000	12
	第14回 (3,362円)	平成29年7月1日 ～平成37年3月31日	400	40,000	17
元役員および 元執行役員	第12回 (1,884円)	平成27年7月1日 ～平成30年6月30日	60	6,000	2
	第13回 (2,787円)	平成28年7月1日 ～平成31年6月30日	160	16,000	4

②当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼CEO	富田健一	管理部門担当
代表取締役 社長兼COO	山岡秀夫	
代表取締役	平出功	
取専務執行役員	高野浩	海外事業部門担当
取専務執行役員	鈴木秀一	生産部門（シリンダライナ）担当 T P R工業㈱代表取締役社長
取専務執行役員	小島誠二	生産部門（ピストンリング、焼結製品）担当
取専務執行役員	岸雅伸	技術部門（ピストンリング、シリンダライナ、 焼結製品）担当
取専務執行役員	小松良幸	営業部門担当
取締役	鶴田六郎	弁護士 J、フロントリテイリング㈱監査役 ㈱三井住友フィナンシャルグループ監査役 K Y B㈱取締役
常勤監査役	小林純夫	
常勤監査役	波田隆重	
監査役	米山修	エース損害保険㈱監査役
監査役	湊信幸	㈱みずほ年金研究所 取締役社長

- (注) 1. 取締役鶴田六郎氏は、社外取締役です。
2. 監査役小林純夫氏、米山修氏及び湊信幸氏は、社外監査役です。
3. 平成27年6月26日開催の第82回定時株主総会において、波田隆重氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
4. 平成27年6月26日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、井川康氏は取締役を、小野能民氏と湯澤公明氏は監査役を、それぞれ退任されました。
5. 当社は、取締役鶴田六郎氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。
6. 当社と社外取締役及び社外監査役（常勤監査役の小林純夫氏を除く）の間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	10名	367百万円
監 査 役	6	50
合 計 (うち社外役員)	16 (4)	418 (34)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでいます。
2. 平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬等の総額は年額400百万円以内、うち社外取締役分は年額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、及び平成26年6月27日開催の第81回定時株主総会において、監査役の報酬等の総額は、年額70百万円以内とそれぞれ決議いただいております。
3. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した69百万円（取締役10名に対し63百万円、監査役6名に対し6百万円、うち社外役員4名に対し4百万円）
 - ・ストックオプション費用として計上した35百万円（取締役9名）

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年6月26日開催の第82回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金64百万円（取締役1名に対し43百万円、監査役2名に対し21百万円）を支払うことが確定しております。

なお、上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金44百万円（取締役1名に対し23百万円、監査役2名に対し21百万円）が充当されております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役湊信幸氏は、(株)みずほ年金研究所の取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。
- ②他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役鶴田六郎氏は、J. フロントリテイリング(株)、(株)三井住友フィナンシャルグループの社外監査役及びK Y B(株)の社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間には、特別の関係はありません。
 - ・監査役米山修氏は、エース損害保険(株)の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。
- ③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当する事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

(開催回数 取締役会15回、監査役会14回)

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鶴田六郎	12回	80%	－	－
監査役 小林純夫	15	100	14回	100%
監査役 米山修	14	93	14	100
監査役 湊信幸	15	100	14	100

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鶴田六郎氏は、長年にわたる法曹経験を生かした意見発言を行っております。

監査役小林純夫氏、米山修氏及び湊信幸氏は、長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき発言を行っております。

⑤当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し、対価を支払っております。
- ・生産性向上設備投資促進税制に係る事前確認書発行業務の委託
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由
 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があった場合、若しくは監査品質等の観点から適正な監査を図る必要がある場合において、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することといたします。
- また、監査役会は会計監査人が職務上の義務違反、任務懈怠等により職務の執行に支障があると認められ、解任が妥当と判断した場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。
- (5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項
 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項
 当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。
- (6) 責任限定契約の内容の概要
 該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月10日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議した後、平成27年5月22日開催の取締役会において一部改定を決議いたしました。改定後の内容は下記のとおりです。TPR企業理念のもと、この基本方針に基づき業務の適正を確保してゆくとともに、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図ってまいります。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「システムセキュリティ要領」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 効率性の観点から、当社の経営に係る重要事項については、事前に取締役と専務・常務執行役員で構成する経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会において執行を決定しています。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。
 - b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な職務執行が行われるようにしています。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、推進組織として社長を統括責任者とし、コンプライアンス担当役員を責任者として、主要部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
 - b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
 - c. 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
 - d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
 - e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内外からの通報体制の一つとして、弁護士を情報受領者とする通報システムを設置しています。
 - f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めています。これを基礎として、各グループ各社においてもコンプライアンス規程を定めています。
- ⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

- ⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社についても、各社毎のリスク管理規程を定めてリスク管理体制の整備強化に努めています。
- ⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。
また、子会社の経営に係る重要事項については、事前に当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は2か月に1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。
- ⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の取締役等及び使用人は「TPRグループコンプライアンス基本規程」を遵守するとともに、当社と同様に内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。
- ⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
a. 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を求められた時は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしています。
b. この場合、当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・人事考課・賃金改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定するものとしています。
c. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしています。
- ⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
監査役への報告体制を整備するため、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について「特記事項報告書運営要領」を制定して運用しています。当該要領に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしています。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

- ⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役及び使用人は、当社または当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役会またはコンプライアンス委員会に通報できる体制としました。通報を受けたコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとしています。監査役は当該子会社に対し事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来、当社及び子会社の取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。
- ⑭ 前2項の報告をした者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人が、当社の監査役、内部監査部署またはコンプライアンス委員会に通報した場合には、匿名性を保持すると共に、通報したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するものとしています。
- ⑮ 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針
当社監査役職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。
- ⑯ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしています。
- ⑰ 反社会的勢力との関係遮断、及び排除するための体制
- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
 - b. 反社会的勢力対応部署を総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底します。
 - c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしします。
- ⑱ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
 - b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
 - c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとしします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取り組み
 - ・当社は、「コンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス状況について協議すると共に、内部通報制度及び弁護士を窓口とする外部通報制度のモニタリングを実施しました。
 - ・社員コンプライアンス教育として、社内報に関連記事（法規解説、通報制度の周知）を2回掲載しました。
 - ・外部講師による経営層へのコンプライアンス講習会を実施しました。
 - ・海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施しました。
- ② リスク管理に関する取り組み
 - ・当社は、「リスク管理委員会」を1回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について協議すると共に、重要なリスク案件についてモニタリングしました。
- ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み
 - ・当社の取締役会は社外取締役1名を含む9名で構成され、常勤監査役2名も出席して15回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
 - ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を23回開催しました。
- ④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み
 - ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について協議すると共に、内部通報制度及び弁護士を窓口とする外部通報制度のモニタリングを実施しました。
 - ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を23回開催しました。
- ⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み
 - ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されており、14回開催し監査に関する重要事項について報告を受けると共に協議・決議を行ないました。
 - ・常勤監査役2名は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主の在り方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。当社の企業理念である、

『わたくしたちは、動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。』

との精神のもと、事業を展開しています。

また、近年当社は事業の多角化を推進しており、非金属材料産業への参画を進めています。2012年4月には株式会社ファルテックに出資し、事業の柱の二本化を図っています。

1. 中長期経営戦略の策定

2015年度からスタートした「17中期経営計画」では、TPRグループが各方面のステークホルダーの皆様のご期待に応え、世界市場で生き抜き勝ち抜くため、下記目標と10項目の基本戦略を制定し推進しています。

<目指す姿>

「技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)をもって、一段とグローバル化・事業の多角化・イノベーションを進め、価値ある商品を創出し続けるTPRグループを実現する」

<スローガン> ~革新と拡大~ Innovate&Expand

2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は、企業理念（上記）を制定し、地球社会の一員としての企業を発展させるべく、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

① 基本規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の行動指針として定めています。さらに、全社横断組織としてコンプライアンス委員会を設置するなど、企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上するべく推進しています。

- ② 経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を平成17年より導入し、更に平成23年からは、会長兼CEOと社長兼COOを新設しました。また、平成19年から取締役会に社外取締役1名を導入、平成27年から監査役会は4名の内3名を社外監査役とし、経営及び監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本対応策」という）

① 本対応策導入の目的

上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

② 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置しました。

④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保

護につながるものと考えます。

⑤ 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策は、平成19年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、平成19年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の第80回定時株主総会において継続承認をいただき、平成28年6月開催予定の定時株主総会終結時までの有効期限内で継続しております。

IV. 本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっています。

② 株主意を重視するものであること

本対応策は、当社取締役会決議にて決定いたしました。平成19年6月28日開催の第74回定時株主総会、平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の第80回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応策の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本対応策における対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

なお、有効期間満了にあたり、本対応策の仕組みはそのまま継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。招集通知に添付の株主総会参考書類38頁から49頁をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	91,179	流動負債	61,973
現金及び預金	25,199	支払手形及び買掛金	15,486
受取手形及び売掛金	40,346	電子記録債務	7,164
商品及び製品	10,333	短期借入金	25,316
仕掛品	3,425	リース債務	824
原材料及び貯蔵品	5,556	未払法人税等	2,077
繰延税金資産	1,641	賞与引当金	1,873
その他	4,761	環境対策引当金	29
貸倒引当金	△83	課徴金引当金	194
固定資産	105,375	その他	9,006
有形固定資産	63,174	固定負債	32,518
建物及び構築物	17,307	長期借入金	17,051
機械装置及び運搬具	29,045	リース債務	529
土地	9,167	繰延税金負債	5,095
リース資産	1,464	退職給付に係る負債	8,196
建設仮勘定	4,059	役員退職慰労引当金	958
その他	2,130	関連事業損失引当金	116
無形固定資産	2,161	資産除去債務	140
のれん	792	その他	430
その他	1,369	負債合計	94,492
投資その他の資産	40,039	純資産の部	
投資有価証券	22,548	株主資本	65,170
長期貸付金	23	資本金	4,646
出資金	10,668	資本剰余金	3,890
退職給付に係る資産	3,248	利益剰余金	57,554
繰延税金資産	1,871	自己株式	△920
その他	2,764	その他の包括利益累計額	14,421
貸倒引当金	△1,085	その他有価証券評価差額金	9,477
資産合計	196,555	繰延ヘッジ損益	△20
		為替換算調整勘定	5,094
		退職給付に係る調整累計額	△130
		新株予約権	95
		非支配株主持分	22,375
		純資産合計	102,062
		負債・純資産合計	196,555

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		174,628
売	上		127,106
販	上		47,522
費	総		26,188
及	一		
び	般		
管	理		
理	費		
業	業		21,334
外	外		
取	取		
受	取	135	
持	配	430	
分	当	2,892	
法	金		
に	益		
よ	他		
る	の	798	4,257
の			
投	費		
資	用		
利			
益			
支	支	587	
為	払	513	
そ	替		
の		313	1,415
経	の		
	利		
	益		24,176
特	別		
	利		
	益		
固	資	61	
定	産		
資	売	121	
有	却		
価	益	139	
証	却		
券	益	29	
売	金		
却	他		352
助			
の			
補			
損			
失			
固	資	351	
定	産		
資	除	366	
有	却		
価	損	72	
証	費		
券	入	201	
評	額		
価	失	279	
策	他		
費		39	1,311
額			
課			
徴			
金			
引			
当			
金			
繰			
入			
額			
製			
品			
補			
償			
損			
失			
他			
の			
調			
整			
前			
当			
期			
純			
利			
益			23,217
税			
金			
等			
調			
整			
人			
税			
、			
住			
民			
税			
及			
び			
事			
業			
税			
等			
額			
整			
額			
当			
期			
純			
利			
益			17,182
非			
支			
配			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			5,330
親			
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			11,852

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,555	3,737	47,710	△919	55,084
会計方針の変更による 累積的影響額					－
会計方針の変更を反映 した当期首残高	4,555	3,737	47,710	△919	55,084
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	90	90			181
剰 余 金 の 配 当			△1,908		△1,908
連結子会社増加 に伴う増減			△100		△100
親会社株主に帰属 する当期純利益			11,852		11,852
自己株式の取得				△1	△1
連結子会社に対する 持分変動に伴う剰余 金の増減		62			62
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	90	152	9,843	△1	10,085
当 期 末 残 高	4,646	3,890	57,554	△920	65,170

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	12,277	△14	8,198	2,180	22,641	70	21,061	98,858
会計方針の変更による 累積的影響額								－
会計方針の変更を反映 した当期首残高	12,277	△14	8,198	2,180	22,641	70	21,061	98,858
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行								181
剰 余 金 の 配 当								△1,908
連結子会社増加 に伴う増減								△100
親会社株主に帰属 する当期純利益								11,852
自己株式の取得								△1
連結子会社に対する 持分変動に伴う剰余 金の増減								62
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,799	△5	△3,104	△2,310	△8,219	24	1,313	△6,881
当 期 変 動 額 合 計	△2,799	△5	△3,104	△2,310	△8,219	24	1,313	3,204
当 期 末 残 高	9,477	△20	5,094	△130	14,421	95	22,375	102,062

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,705	流動負債	26,260
現金及び預金	6,982	買掛金	4,691
受取手形	2	電子記録債務	1,175
売掛金	9,850	短期借入金	17,200
電子記録債権	781	未払金	659
商品及び製品	1,800	未払費用	476
仕掛品	1,702	未払法人税等	729
原材料及び貯蔵品	696	前受金	50
前払費用	95	預り金	157
関係会社短期貸付金	3,642	賞与引当金	763
繰延税金資産	560	環境対策引当金	29
その他	2,591	その他	326
固定資産	66,259	固定負債	14,032
有形固定資産	10,584	長期借入金	8,668
建物	2,946	役員退職慰勞引当金	843
構築物	390	資産除去債務	49
機械及び装置	3,974	繰延税金負債	4,272
車両及び運搬具	17	長期未払金	171
工具器具及び備品	323	その他	27
土地	2,522	負債合計	40,293
建設仮勘定	411	純資産の部	
無形固定資産	276	株主資本	45,454
のれん	59	資本金	4,646
設備利用権	9	資本剰余金	3,828
ソフトウェア	208	資本準備金	3,748
投資その他の資産	55,397	その他資本剰余金	80
投資有価証券	16,701	利益剰余金	37,900
関係会社株式	23,104	利益準備金	418
出資金	216	その他利益剰余金	37,481
関係会社出資金	11,800	固定資産圧縮積立金	198
従業員長期貸付金	11	別途積立金	28,048
前払年金費用	3,076	繰越利益剰余金	9,235
長期前払費用	12	自己株式	△920
その他	481	評価・換算差額等	9,121
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	9,140
資産合計	94,964	繰延ヘッジ損益	△18
		新株予約権	95
		純資産合計	54,671
		負債・純資産合計	94,964

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,358
売 上 原 価		30,176
売 上 総 利 益		13,182
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,332
営 業 利 益		5,849
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	53	
受 取 配 当 金	5,340	
経 営 指 導 料	241	
そ の 他	476	6,111
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	189	
為 替 差 損	144	
そ の 他	82	415
経 常 利 益		11,545
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5	5
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	366	
固 定 資 産 除 却 損	62	
そ の 他	21	450
税 引 前 当 期 純 利 益		11,100
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,099	
過 年 度 法 人 税 等	505	
法 人 税 等 調 整 額	244	2,849
当 期 純 利 益		8,251

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	4,555	3,657	80	3,737	418	197	23,048	7,894	31,558	△919	38,932
当 期 変 動 額											
新株の発行	90	90		90							181
固定資産圧縮 積立金の取崩						△2		2	-		-
実効税率変更に伴う 積立金の増加						4		△4	-		-
別 途 積 立 金							5,000	△5,000	-		-
自己株式の取得										△1	△1
剰余金の配当								△1,908	△1,908		△1,908
当期純利益								8,251	8,251		8,251
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	90	90	-	90	-	1	5,000	1,341	6,342	△1	6,522
当 期 末 残 高	4,646	3,748	80	3,828	418	198	28,048	9,235	37,900	△920	45,454

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	11,712	△16	11,696	70	50,699
当 期 変 動 額					
新株の発行					181
固定資産圧縮 積立金の取崩					-
実効税率変更に伴う 積立金の増加					-
別 途 積 立 金					-
自己株式の取得					△1
剰余金の配当					△1,908
当期純利益					8,251
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,571	△2	△2,574	24	△2,550
当期変動額合計	△2,571	△2	△2,574	24	3,971
当 期 末 残 高	9,140	△18	9,121	95	54,671

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

T P R株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村和臣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渥美龍彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

T P R株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中村和臣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渥美龍彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

T P R 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役
(社外監査役) 小 林 純 夫 ㊟

常勤監査役 波 田 隆 重 ㊟

監査役
(社外監査役) 米 山 修 ㊟

監査役
(社外監査役) 湊 信 幸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第83期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりとしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円

総額 849,647,760円

なお、当期は1株につき24円の間配当を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株につき48円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,600,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,600,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

当社の取締役は定款で上限を10名と定めておりますが、現在は9名となっております。今回は、社外取締役増強のため1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ ほんけ まさたか 本家正隆 (昭和20年6月9日生)	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年5月 同行松山支店長 平成4年4月 同行大阪支店副支店長 平成6年10月 同行審査局次長 平成8年5月 同行発券局長 平成9年8月 山根短資(株)専務取締役 平成10年8月 同社代表取締役社長 平成13年4月 セントラル短資(株)代表取締役社長 平成19年6月 同社代表取締役会長 平成25年3月 金融広報中央委員会会長 平成27年6月 同上退任	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. ※印は新任候補者です。
 3. 候補者本家正隆氏は社外取締役候補者であり、選任いただいた場合は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をする予定です。これにより、当社の社外取締役及び独立役員は、現在の鶴田六郎氏と合わせてそれぞれ2名となります。
 4. 本家正隆氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行及び金融業界で重い役職を果たされた経験及び経営者としての経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。
 5. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、選任いただいた場合は損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。
 ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

第3号議案 監査役3名選任の件

当社の監査役は定款で上限を5名と定めておりますが、現在は4名となっております。また、監査役米山修、湊信幸の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、グループ会社増に伴う監査業務増大に対応するため、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みなと 湊 信 幸 (昭和32年9月2日生)	昭和55年4月 安田信託銀行(株)入行 平成14年10月 みずほ信託銀行(株)制度管理企画部長 平成17年4月 同行受託業務企画部長 平成19年4月 同行執行役員年金企画部長 平成21年4月 同行常務執行役員 平成24年4月 (株)みずほ年金研究所取締役社長(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任) 現在に至る	1,100株
2	※ かのう 加藤 浩 浩 (昭和33年10月26日生)	昭和56年4月 (株)富士銀行入行 平成17年4月 (株)みずほコーポレート銀行札幌営業部長 平成19年4月 同行財務・主計グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサーヒューマンリソースマネジメント部審議役 平成21年4月 同行バンコック支店長 平成23年6月 (株)ファルテック社外監査役 平成24年6月 同社取締役兼常務執行役員兼経営管理センター長 平成26年4月 同社取締役兼常務執行役員兼経営管理センター長兼購買センター長(現任) 現在に至る	0株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※おぎき しんじ 尾崎 眞二 (昭和35年1月31日生)	昭和57年4月 安田火災海上保険(株)入社 平成17年4月 (株)損害保険ジャパン新潟支店新潟総合支社担当部長兼支社長 平成20年4月 同社横浜自動車営業部長 平成23年4月 同社企業営業第一部長 平成25年4月 同社執行役員企業営業第一部長 平成26年4月 同社執行役員埼玉本部長 平成27年4月 損害保険ジャパン日本興亜(株)常務執行役員埼玉本部長 平成28年4月 同社顧問(現任) オートビジネスサービス(株)代表取締役社長(現任) 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. ※印は新任候補者です。
 3. 候補者 湊信幸氏及び尾崎眞二氏は、社外監査役候補者です。
 4. 湊信幸氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験及び当社監査役としての実績から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。
 なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 加藤浩氏を監査役候補者とした理由は、当社グループ会社における企業経営の実績・経験から、当社の監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。
 6. 尾崎眞二氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。
 7. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、湊信幸氏及び尾崎眞二氏が選任いただいた場合は損害賠償責任を限定する契約を締結(湊信幸氏とは契約を継続)する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。
 ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任される米山修氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりです。

ふ 氏	り	が	な 名	略 歴
よ ね 米	や ま 山		お さ む 修	平成24年6月 当社監査役 現在に至る

第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、当社取締役に対し、報酬等として新株予約権を年額45百万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものです。なお、付与する新株予約権の内容は、次のとおりです。

(1) 新株予約権割当の対象者

本定時株主総会で選任予定の1名を含めた取締役10名のうちの7名（社外取締役を含まない）に割当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 52,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の数

520個を1年間の上限とする。

ただし、対象者1名あたりの上限を120個とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。

（ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

ブラック・ショールズ モデルにより算定する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下において定める1株あたりの払い込み金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は当該終値とする。

なお、以下の①、②の場合には、以下のとおり行使価額の調整を行い、1円未満の端数は切上げる。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）比率}}$$

- ② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を実施するとき（ただし、新株予約権の行使による場合等を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込み金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」には当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成30年7月1日から平成38年3月31日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者が死亡した場合は相続できないものとする。
 - ② 新株予約権の譲渡、質入れはできないものとする。
 - ③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成19年2月8日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、内容を一部変更の上、平成19年6月28日開催の当社第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の第80回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様のご承認をいただき継続しております（以下、第80回定時株主総会において承認いただいた内容を「本対応策」といいます。）が、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、本対応策導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非について検討してまいりました。

その結果、本年5月25日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を平成31年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までを有効期限として継続することを決定しました。

なお、本対応策につきましては、監査役4名は、いずれも具体的運用が適正に行われることを条件として、継続に賛成する旨の意見を述べております。

つきましては、本対応策の継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応策の内容につきましては、次ページからの別紙をご参照いただきたいと思います。

以上

(別紙：当社株式の大規模買付行為への対応策)

I. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策の目的

本対応策は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

また、本対応策を運用するにあたっては、当社は、当社株式に対する大規模買付を行う際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、大規模な買付行為を行う者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため、当社は、本対応策において大規模な買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、導入いたしました。

2. 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を15%以上(注3)とすることを目的とする当社株券等(注4)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：当社が議決権割合15%以上を対象としている理由は、下記の通りです。

- (i) 株主総会における決議事項に関して、その定足数も考慮に入れた場合、当社発行済株式総数の15%以上の株券等を買付けられた時点で既に非常に大きな割合を占められること。
- (ii) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権割合の15%以上20%未満を所有することで重要な影響が与えることが推測される事実の存在が含まれていることがあげられていること。

注4：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者（注）の中から選任します。（委員の略歴につきましては、別紙2をご参照下さい。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜合理的な期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は、最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見表明、又は代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時

的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑨大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

本対応策においては、上記(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、割当期日における株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて新

株主約権が割当てられます。その後、当社が取得条項を付した当該新株主約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株主約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株主約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株主約権の発行の中止又は発行した新株主約権の無償取得（当社が新株主約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株主約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして新株主約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株主約権の割当てを受け、また当社が新株主約権の取得の手続きをとることにより、新株主約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株主約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株主約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株主約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時・適切に開示いたします。

7. 本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止

本対応策は、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有効期限は平成31年6月開催予定の第86回定時株主総会の終結時までとします。

本対応策は、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応策の有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応策の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本対応策について継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本対応策の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応策に関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

II. 本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、上記I 1.「本対応策の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意を重視するものであること

本対応策は、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本対応策に関する株主の皆様のご意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応策継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠するものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策における対抗措置の発動についての決定は、上記I 5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成されている独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応策の透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記I 7.「本対応策の適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本対応策を廃止することが可能です。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(別紙1)

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部の専門家）に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(別紙2)

独立委員会の委員略歴

本対応策継続後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

なお、本家正隆氏と尾崎眞二氏は社外取締役または社外監査役として本定時株主総会にてそれぞれ選任いただいた後、独立委員として契約を締結する予定です。

鶴田六郎

昭和45年4月 東京地方検察庁検事
平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長
平成18年6月 退官
平成18年7月 弁護士登録
平成19年6月 当社取締役(現任)
平成19年9月 J. フロントリテイリング㈱監査役(現任)
平成24年6月 ㈱三井住友フィナンシャルグループ監査役(現任)
平成27年6月 K Y B㈱取締役(現任)

鶴田六郎氏は、当社の独立役員として選任し東京証券取引所に届出しております。

本家正隆

昭和43年4月 日本銀行入行
平成2年5月 同行松山支店長
平成8年5月 同行発券局長
平成9年8月 山根短資㈱専務取締役
平成10年8月 同社代表取締役社長
平成13年4月 セントラル短資㈱代表取締役社長
平成19年6月 同社代表取締役会長
平成25年3月 金融広報中央委員会会長
平成27年6月 同上退任

本家正隆氏は、選任いただいた後当社の独立役員として東京証券取引所に届出予定です。

湊信幸

昭和55年4月 安田信託銀行㈱入行
平成14年10月 みずほ信託銀行㈱制度管理企画部長
平成19年4月 同行執行役員年金企画部長
平成21年4月 同行常務執行役員
平成24年4月 ㈱みずほ年金研究所取締役社長(現任)
平成24年6月 当社社外監査役(現任)

尾崎眞二

昭和57年4月 安田火災海上保険㈱入社
平成17年4月 ㈱損害保険ジャパン新潟支店新潟総合支社担当部長兼支社長
平成25年4月 同社執行役員企業営業第一部長
平成27年4月 損害保険ジャパン日本興亜㈱常務執行役員埼玉本部長
平成28年4月 同社顧問(現任)
オートビジネスサービス㈱代表取締役社長(現任)

(別紙3)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に
対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除
く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当て
る。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当
たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合
を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通
株式の発行済株式の総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減
じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当
を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以
上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の
承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が15%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当
社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。
詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要
な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項に
ついては、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の
者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が
別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めること
がある。

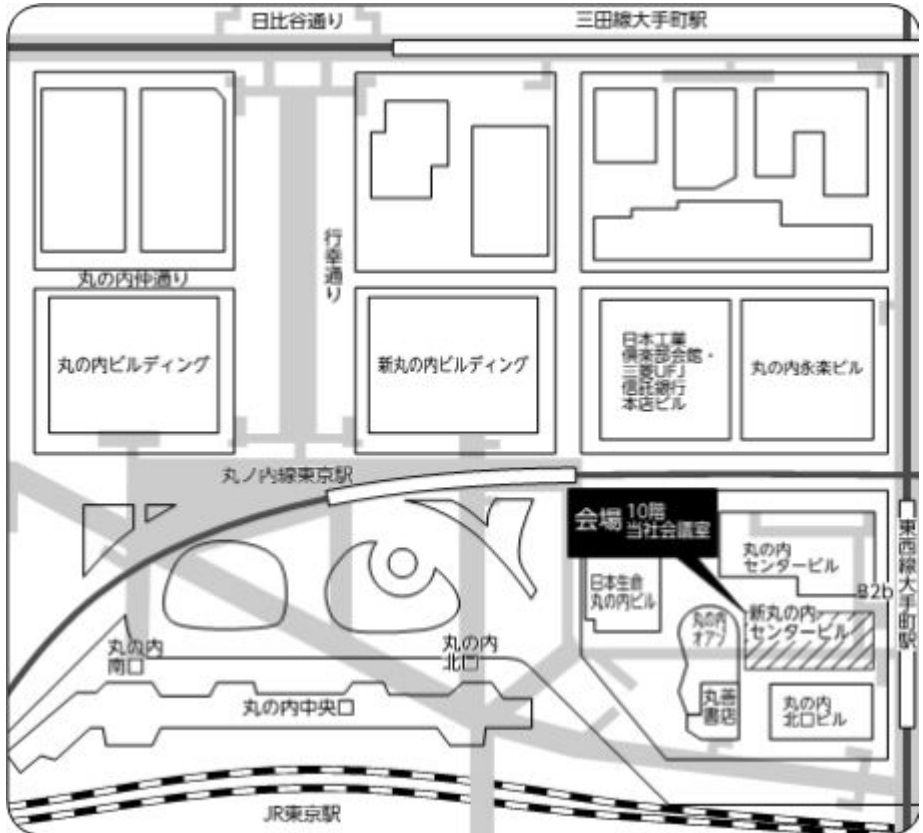
以 上

× 毛

× 毛

株主総会会場案内図

(色塗り部分は地下通路です)



- 会 場 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル10階
当社 本社会議室
電 話 (03)5293-2811
- ・JR東京駅丸の内北口より徒歩3分
 - ・地下鉄大手町駅オアゾ直結口 (B2b) より徒歩1分

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。